

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年11月5日まで縦覧に供する。

平成24年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年9月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人たすけあい讃岐

松本 林

坂出市神谷町611番地

3 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者・障がいを持っている者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、たすけあいの精神のもと、福祉サービスの提供に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせるふれあい社会づくりの増進に寄与することを目的とする。